

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第37回）議事録

1. 日時 令和元年6月24日（月） 10:30～11:20

2. 場所 総務省10階 共用会議室1

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、石井 夏生利 委員、内田 真人 委員、大谷 和子 委員、
北 俊一 委員、関口 博正 委員、長田 三紀 委員、三尾 美枝子 委員（以上、8名）

② 総務省

谷脇 総合通信基盤局長、秋本 電気通信事業部長、竹村 総合通信基盤局総務課長、
山碕 事業政策課長、佐伯 事業政策課市場評価企画官、長谷川 事業政策課課長補佐、
大村 料金サービス課長、大塚 料金サービス課企画官、藤田 電気通信技術システム課
長、安東 番号企画室長、山路 データ通信課長、梅村 消費者行政第一課長

4. 議題

(1) 固定電話網のIP網への移行に向けた取組状況について

(2) その他

○山内主査 本日は皆さん、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会（第37回）」を開催いたします。

それでは、配布資料の確認について、事務局からお願いをいたします。

○長谷川事業政策課課長補佐 配布資料の確認をいたします。クリップをおとりください。議事次第の記載のとおり、本日の資料は資料37-1から37-3までの3点となっております。過不足等ございましたら事務局までお知らせください。

また、この部屋少し暑くなっておりますので、適宜上着などをおとりいただければと思います。

冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内主査 議題に先立ちまして、本年1月6日付で行われた情報通信審議会委員の任命に伴いまして、資料37-1のように本委員会の構成員が決定され、引き続き私が主査を務めることとなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

またこのたび、新たに弁護士の三尾委員が新たに任命されております。それでは、三尾委員から一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三尾委員 弁護士の三尾でございます。37回を重ねる会に今回初めて参加させていただきまして、いろいろ勉強することも多いと思うんですけども、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査 ありがとうございます。

今日の出席状況でございますが、相田委員、岡田委員、酒井委員、三友委員におかれましては、ご都合により欠席ということになっております。

それでは議題に入ります。

本日の議題ですけれども「固定電話網へのIP網への移行に向けた取組状況について」となっておりまして、これは平成29年の9月に取りまとめた答申に基づきまして、取り組みの様子を、これをフォローアップするというところでございます。

今日の進行ですけれども、まずは総務省から、資料37-2に基づきまして、固定電話網のIP網への移行に向けた制度整備についてご説明いただきます。その後、NTTから、資料37-3に基づきまして、固定電話のIP網への移行に向けた取組状況について、これをご説明いただきたいと思います。その後に議論をしていただくということになります。

それでは、まずは事務局から、固定電話網の I P 網への移行に向けた制度整備について、説明をお願いいたします。

○佐伯事業政策課企画官 事務局でございます。

資料 3 7 - 2 に基づきまして、「固定電話網の I P 網への移行に向けた制度整備について」という資料をご参照ください。

本委員会ですが、昨年 5 月に前回開催させていただきまして、その後約 1 年ぶりの開催となっておりますが、その間の総務省側の制度整備の取り組みについてご説明させていただきます。

1 ページでございますが、総務省では固定電話網の I P 網への移行に向けた主な取り組みとして以下 3 点、1 つ目が技術基準の整備、それから 2 つ目が電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護に関する制度整備、それから 3 点目が電気通信番号に関する制度整備をこの 1 年間で行っておりますので、順次説明させていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページでございます。こちら、固定電話網の I P 網への移行に必要な技術基準の整備ということでございますが、情報通信審議会 I P ネットワーク設備委員会において、一部答申を取りまとめていただきまして、こちらを踏まえて、必要となる技術基準を整備するために、事業用電気通信設備規則等の一部改正を実施しております。

中身につきましては (1) から (3) まででございますように、1 つ目がメタル I P 電話用設備の品質・信頼性の確保でございます。こちら、加入電話と同等水準の品質及び安全・信頼性を確保するための基準を整備しているところでございます。

それから (2) でございますが、新たに構築されます「繋ぐ機能 P O I」設備の信頼性確保ということで、こちらの機能に係る通信設備につきまして、例えば故障時における他の設備への切替機能の具備など、それから通信容量の確保、こちら努力義務になりますが、こうした安全・信頼性を確保するための技術基準を整備しているところでございます。

それから (3) につきまして、緊急通報に係るコールバック機能の確保ということで、マイグレーションによって従来の回線保留機能が使えなくなることに伴いまして、繋がりやすくするための 5 機能ということで、そちらを緊急機関からのコールバックに確保するための技術基準を整備しているところでございます。

続きまして 3 ページ、休廃止に係る利用者保護に関する制度整備についてご説明させていただきます。

こちらにも利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るために、利用者周知に関する事前届出ですとか、行政が事業者の取組状況を確認等するための制度を整備しております。

3ページの右下の制度整備というところをごらんいただければと存じますが、例えば休廃止に係る利用者への周知ということで、その前日から起算して30日前の日を周知期限として規定するなど、あるいは周知事項に関する総務大臣への事前届出ということで、こちらの対象役務といたしましては、利用者の利益に及ぼす影響が大きい基礎的電気通信役務、それから指定電気通信役務、それから契約数が一定規模以上の電気通信役務ということで、100万以上かつ有償というものを省令にて整備させていただいております。

その他、休廃止に関する情報の総務大臣による整理・公表ということで、他事業者との連携、代替サービスの提供に関する情報等を整備させていただいております。

続きまして4ページ目、5ページ目が、3点目の電気通信番号に関する制度整備でございます。こちら、番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のために、使用条件を付して事業者番号を割り当てるための制度を整備しております。

こちら、卸提供を受けている場合を含めて、電気通信事業者は番号使用計画というものを作成することになっておりまして、具体的な手続のイメージは4ページの右下の絵をごらんいただければと存じますが、総務大臣の作成した番号計画に基づきまして、今、事業者の方々が番号使用計画というものを作成されているところでございます。

こちら、総務大臣に提出された場合には、審査して認定するというような形の制度整備を、電気通信番号規則というように形で制定しております。

以上、簡単ではございますが、この1年間に進みましたマイグレーションの関係の制度整備についての説明でございます。

○山内主査　ありがとうございました。続きましてNTTから、「固定電話のIP網への移行に向けた取組状況について」、これをご説明お願いいたします。

○NTT東日本(徳山)　NTT東日本の徳山でございます。資料37-3に基づきまして、ご説明を差し上げたいと思います。

52ページぐらいあった、45ページか、たくさんありますので、結構簡便にお話ししたいと思います。

まず、1枚おめくりいただきまして、1ページ目です。本日は四角で囲ってございますお客様対応に関する状況と、緊急通報に関する状況、それから事業者間での検討状況、この3

つについてお話を申し上げたいと思います。

3枚ですかね、ページ、右下2ページ目です。これまでの経緯ということですが、2010年に概括的展望を公表いたしました。その以降、お客様にできる限りご負担をおかけしないこと、それから引き続き安心して電話サービスをご利用いただけることを数次にわたってご説明を差し上げてきたところでございます。

おめくりいただいて3ページです。

昨年5月22日、同じようにこちらの委員会でプレゼンをさせていただきました。2018年、一番下の青い枠のところでございますが、何をやるかということをお願いしております。

デジタル通信モード以外の終了サービスについても、ダイレクトメールを送付し、お知らせをする予定。それから、終了サービスをご利用の法人のお客様に対してご訪問を行って、移行提案等を実施していくということを昨年5月に申し上げたところでございます。

またおめくりいただきまして、4ページです。最初に、終了サービスの中の、INSのデジタル通信モード以外のサービスについてでございます。

お客様へのご案内方法として、4つぐらいの色に分けております。主に法人のお客様、個人のお客様を分けた上で、法人のお客様の中でも、一番上のピンクのところは、ネットワークサービスの提案が必要だというものでございます。それ以外のところは主に、端末で代替が可能なサービスとなっております。

ですので、今回はピンクのところ、全体的に、この全部の4色についてダイレクトメールをお送りするとともに、ピンクのところについて、訪問・提案を実施しております。

5ページ目、6ページ目は、各サービスの代替策の例でございますので、後ほどご参照ください。

7ページ目でございます。実際に何をやったかということでございます。

ダイレクトメールの送付状況を左側でございますが、法人のお客様、個人のお客様、終了サービス、全部のお客様に、合わせて12.9万通のダイレクトメールを送付しております。

あわせて右のほうでございます。個別訪問をしております、主にピンクのところございましたそのビル電話、ノーリング、有線放送電話接続電話というところについて、訪問をしてご提案をしております。

ビル電話については、全2万3,000回線中、1万1,000回線に対応が終わっております。

ビル電話は結構、回線が多うございますが、まとめてということで、大体30ユーザーぐらいでほぼ7割ぐらいを占めております。ですので、お客様にご対応すると、回線数が結構減るといふか、対応ができるという状況になっております。

ノーリングも、350回線、今ございますが、そのうち270回線のガス事業者様等への個別訪問をしております。

あと有線放送電話接続電話は、はっきり言って、東西2事業者だけでございます。1事業者様が移行に合意いただいておりますので、あと1ユーザーということでございます。

お客様の声として、一番下のところですが、ご訪問している中でも、いろいろと利用頻度が低くなってしまったから、この機会に廃止したいと、基本的にいろいろな代替策を使って移行する予定というように意見をいただいております。

8ページ目、9ページ目、10ページ目、これお手元に、パンフレットを置かせていただいていると思います。緑色の、この冊子でございます。これを終了されるサービス皆さん、こちらにお送りしております。

8ページ目のところに書いてございますが、8ページ目の左の下のところに、青い点線で囲ってあります。ここは終了サービスを、各お客様ごとにこの番号で何のサービスを使っているということをダイレクトメールで送らせていただいております。

このパンフレットをごらんいただくと、基本的に先ほどの終了サービスの移行策、代替策について、これは2ページぐらいしかつけておりませんが、ほかにも例は出ております。

11ページ目にいきまして、移行事例でございます。

実際にビル電話等においても、実際の移行事例というのが出てきております。ここのあたりは後ほどごらんください。あわせて12ページも、有線放送電話接続電話、こちらも移行をこのような形で合意をいただいているということでございます。

一方で、13ページ目です。お客様の声に対して、どのような対応をしているかということでございます。

まず、お客様の声の中で、左のところ、コストと書いてあります。品目変更の工事費用がネックであるとか、PBXを導入する予算がないというようなご意見をいただいております。

対応策としては、今実際にやっておりますが、加入電話の品目変更工事費用を無料化ということをやっております。それから、PBXなど、そういうところについて、移行すると、例えばビル電話の例でございますので、たくさん回線を引いていらっしやいます。その回線を集約することによって、PBXを導入する効果というのが生まれてくるということ、丁

寧にご説明をしていきたいと考えております。

2つ目、稼働でございます。代替策への移行に当たり、利用者への案内等に時間を要するという事です。これについても、できる限り、お客様の稼働削減ということを弊社で支援をしていきたいと考えております。

あと、今までどおりというか、移行後も同様の形態で利用したいというご意見もございます。これは代替策のメリットをしっかりと伝えて、移行いただけるように、これからも継続してやっていきたいと思っております。

続きまして、INSネットデジタル通信モードのほう、終了サービスのうちの、デジタル通信モードのお話を差し上げたいと思います。

14ページ目にお客様対応状況でございます。まず今回は、ダイレクトメールを左の上の四角ですね、64万通お送りしています。これは、事務用のISDNの全てのお客様に当たります。これを2月に送付しております。

そのお送りしたものが、こちらでいうところの青い冊子です。こちらの青い冊子をお送りしています。

あと右のほうでございますが、個別訪問対応状況ということで、1.4万の法人のお客様をご訪問させていただいております。その際にご利用の用途や移行に向けた課題、どんな端末を使われているかということのヒアリングをさせていただいております。

今後は、その状況を把握した上で、代替策のご提案や、移行に向けて活動していきたいと考えております。

15から18までが先ほどのパンフレットの内容ですので、割愛させていただきます。

実際、20ページ目に移行事例も出てきております。銀行のATMであります。こういうものも、いくつか出てきているという状況でございます。

21ページ目に移っていただきまして、お客様の声が増えつつ上がっておりますので、それのご対応について、デジタル通信モードのご対応についてお話をしたいと思っております。

まず、デジタル通信モードはどうしても利用用途、ご利用されている用途がわからないという方もいらっしゃると思います。ですので、ご利用用途の特定に向けた調査方法の精査ということで、22ページをごらんください。

左側にINSネットデジタル通信モード利用状況調査ということで、下に機器の背面というか、があると思います。この赤いUSB、シリアル、S/Tなどと書いてあるところがデジタル通信モードのポートでございます。ここに挿さっていればご利用いただいている

ということが確認できますということで、こういうことを確認するようにしております。

もう一度、21ページにお戻りいただきまして、「更改とあわせて移行する予定のため、移行の予定はない」、これについては、コスト削減のメリットをご説明しながら、更改タイミングでご提案をします。

それから「代替策への移行を進めたいが、コストを抑えたい」、これは、先ほどのデジタル通信モード以外のときと似たようなあれですが、INSネットをご利用のお客様向けに、光移行工事費割引施策を展開しております。

あとは、「同じ業界の他企業の動向を踏まえて移行したい」という声もございます。ここあたりは、業界団体との連携により、ホームページをいろいろと誘引して、どういう動向かということの情報提供に努めてまいりたいと考えております。

22ページの右は、工事費割引施策の概要です。また、23ページは、先ほどのSIベンダー様のソリューション例等を弊社の電話網、IP網への移行のページから、実際に各ベンダー様などのホームページにリンクを張っております。このような事象がございますよということがわかるように掲載しております。

24ページ目は、各関係団体ごとの連携状況でございます。基本的にEDIさんであったり、ここあたりについては、ホームページに先ほどソリューション例を記載する。それから、JISAさんが新たに協議会を立ち上げられたことに対して参画をして、業界横断的な移行に向けた検討を進めていきます。

あと、声で大きいのは、各団体さんからするエンドユーザー様に対してのお知らせの内容やお知らせの方法についてのご相談、そこの検討を一緒にやっていくということでございます。

それから、ラジオの日本民間放送連盟のところですが、光移行に対して、その未提供エリアや配線困難箇所におけるモバイル活用、それから開通期間を短縮するなど、そのような課題について検討してほしいということもございましたので、そこを引き続き検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、各協会様とも、エンドユーザーさんがいらっしゃいますので、そこのお知らせもしっかりとやっていくということで検討してまいりたいと考えております。

続きまして、25ページです。関係団体の中では、主催セミナーがございまして、ここにも我々から参加させていただいて、いろいろなお話を差し上げているという実態でございます。後ほどごらんください。

26ページです。デジタル通信モードの「補完策」の検証環境の状況です。前回報告時から、3社が新規で検証を実施しております。だんだん、そういう意味でいうと、その数も減ってきているというのが状況でございます。

27ページ、アナログモデムの状況のほうも、前回報告時から13社が新規で検証を実施しております。それで、5社の検証が進捗しているという状況でございます。

ここまでが終了サービスの状況でございます。

続きまして、継続サービスでございます。ページでいうと28ページです。これは圧着はがきで、このはがきのほうでございます。これ、開けていただいて全然結構でございますので、後ほど開けてみてください。

とにかく、この手の話というのは、悪質な販売勧誘、ここの注意喚起になるかと思えます。ですので、30ページをごらんください。

先ほどの圧着はがきを1,500万通お送りしております。その中で、専用コールセンターに入電した状況というのを右側に載せております。2018年10月から2019年3月まで、総数でいくと4万8,000件あまりということでございます。

赤いところで、販売勧誘についてということで、6%、2,760件が上がっております。この声の中に、明らかに電話がなくなるからというような悪質な販売勧誘というのが、赤い枠で囲ってありますが、310件、全体の0.6%ということです。昨年度行った入電状況とほぼ、0.6%という意味で、同じぐらいということでございます。

このあたりについては、悪質な販売勧誘、今までも、次に述べますけれども、いろいろな広報をお使いしながらやっていますし、これから少しその広報の幅を広げていくということで、注意喚起を強化していくということを考えていきたいと思っております。

続きまして、31ページです。消費者団体様との対応状況ということで、長田先生にご協力いただきまして、地域婦人団体連合会の機関紙に24紙、広告を載せさせていただいております。

あと、消費生活センターにも訪問いたしまして、対応、情報共有等をしているということでございます。

32ページでございます。終了、継続、このあたりのサービスを含めまして、昨年も宣言をいたしましたが、2019年に何をやるかということでございます。下の表をごらんください。

継続サービスについては、全般的にダイレクトメールやチラシを再度、送付いたします。

それから、消費者生活センター様等の情報共有等を図っていくと。新規としては、今までやっていなかった自治体広報誌などが活用できないかということの検討をしてみたい。

一方で終了サービスについては、同じように、ダイレクトメールやチラシの送付、それから個別訪問。デジタル通信モードについては、ベンダー様との連携による利用実態調査、それから、セミナーへの参加拡大等を行っていきます。

その他終了サービスは、先ほどピンクと言いましたところを含めて、もう少し訪問対象のお客様を拡大してみたいということで、また来年にご報告をしたいと考えております。

ここまでが、継続・終了サービスの状況でございます。

続きまして、緊急通報に関する状況でございます。

緊急通報を確実につなぐための実現方法というのは、これはおさらいでございます。34ページです。前回もお話ししておりますが、コールバックプラス、つながりやすくする5機能ということで、ご説明を行っております。

35ページでございます。一方で、緊急通報のIP化に向けた状況ということで、光IP受理回線については、2020年2月に提供開始することを決定しております。2020年2月から、図でいうブロック矢印のようなところに赤字になっておりますが、20年2月から2024年1月、この間に指令台更改予定が消防本部のところでは130本部ございます。この更改に向けて、活動をしてみたいと。

指令台更改時期が2024年以降の場合には、今の高度化指令台をコールバック回線を設置してということで、ご対応させていただきたいと考えております。

おめくりいただきまして、36ページです。実際に今、光IP受理回線導入予定ということで、14の本部様が光IP受理回線を導入予定でございます。

続きまして、37ページです。各緊急通報受理機関との対応状況でございます。警察庁・海上保安庁・消防庁様に対して、費用負担に関する具体的な考えをご説明しております。ですので、下の表でいきますと、上から4つのところについて、おおむねご了承いただいているということでございます。

消防庁様から、一番下の指令台更改等費用について、指令台更改タイミングと別に、先ほどの図でいくところの一番下の図ですね、24年以降に高度化指令台にコールバック回線を設けなければいけないということに対しての改修費用は、負担が困難だとの意見をいただいております。こここのところの対応策について、今、検討しておりますので、これを解決したのちに、書面による決定事項を3本庁様と取り交わし予定であるということでございます。

38ページは、指令台メーカー様との対応状況でございます。先ほど申し上げました、光IP受理回線の2020年2月の提供開始に向けて、技術仕様をご提示しております。19年7月からテストベッド環境を用意して、提供開始に向け、準備を図っているところでございます。

4つ目、事業者間での検討状況でございます。39ページでございます。

第36回移行円滑化委員会以降、意識合わせの場を計9回開催しております。下の欄をごらんいただくと、非常にたくさんの、それぞれのテーマごとの議論を開催しているということでございます。

それぞれのテーマごとの話ですが、40ページでございます。「検討状況、電話を繋ぐ機能」ということで、「繋ぐ機能POIビル」については、信頼性や運用性の観点から、ビルの絞り込みを行っております。これは、委員の方々限りでございますが、この2ビルに、「繋ぐ機能POI」が決まっております。

今後、電力不足やスペースに対応していくために準備を進めていきたいと考えております。

次、検討状況の2番目です。共用L2スイッチでございます。共用L2スイッチについては、今年の11月ごろに共用L2スイッチの構築、及び実機検証に係る契約締結を予定しております。その後、運用開始までに、具体的な料金や契約条件について確定させ、契約を締結する予定でございます。

検討の参加事業者様は、下にあります16社様でございます。

42ページでございます。番号ポータビリティでございます。

番号ポータビリティは、先ほどの省令改正の話もございましたが、2025年1月までに機能を具備する必要があることから、運用フローの固定電話方式、携帯電話方式、これのいずれにしますかということ議論しまして、固定電話方式にすることで合意をいたしました。

それから、番号ポータビリティの導入にあわせて、ロケーションポータビリティの拡大を行うことについて、合意をいただいております。

4番目の費用負担でございます。費用負担については、費用負担方法に係る前提条件や検討対象とする設備に関する意識合わせを実施しております。前提条件と設備については、下の青囲みのところに書いてございます。

今後は、2025年1月以降における費用負担方法について整理をしたあとで、移行期、21年から24年間の費用負担方法について整理を図っていききたいと考えております。

5番目です。マイラインでございます。マイラインについては、利用者へのお知らせ方法

やその費用負担のあり方について、優先的に検討を行っております。

お知らせ方法については、おおむね合意をいただいております。費用負担のあり方については、通話卸の提供条件等と合わせて継続議論をしていくということでございます。

通話卸の提供条件の確定や、その時期の前倒し、もともと2021年1月とっていたものを、2019年内に向けてということで、今、仕様や業務フローについて議論を進めていくということでございます。

45ページです。固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定ということで、IP網移行後の課金方法について議論を進めてきて、あとは時期の話でございます。2024年1月に料金設定を見直す場合には、システムの開発要件を2020年内に決定する必要があるということから、課金方法、費用負担について、結論が得られるよう協議を進めていく考えでございます。

最後、46ページですが、事業者間で今後の検討スケジュールということですので、着実に工程を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

長くなりましたが、以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、総務省及びNTTからの説明を踏まえまして、委員の皆様からご意見あるいはご質問等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

どなた様でも結構でございます。何かありましたらどうぞ。

私から1点、大まかにいって、その対応のスケジュール感というと、大体順調にいくと、こういう理解でよろしいですか。

○NTT東日本（徳山） 乗っているぎりぎりの範囲ぐらいです。順調にはいっていると思います。特段、大きな問題があるということではございませんので。

検討しながら、いろいろな課題は出てくるところは、間に合わないということではないので、その検討をしております。

○山内主査 ありがとうございます。

○石井委員 中央大学の石井です。ご説明ありがとうございました。

教えていただきたいことがあります。ブルーのパンフレットの中で、3ページ、4ページあたりを開いてみますと、私たちの個人の生活に直結するようなサービスが幾つか挙がっております。例えばクレジットカードの取扱い、診療報酬のオンライン請求などがあります。5ページを見ると、「ご利用中のクレジットカード会社、ネットワーク基盤事業者にご相談

ください」というようにあつたりしますが、これはその加盟店からアクションを起こさないといけないという話なのでしょうか。

資料の中ではクレジット協会で協議を持ったという説明もあったと思いますが、その部分の、どちら側がアクションを起こさないと進まないのかということについて、お伺いできればと思います。

○NTT東日本（徳山）　今回パンフレットをお送りしたことで、このようなことになっておりますが、基本的には我々、協会様に働きかけをさせていただいて、当然のことながら、そちらからいろいろとアプローチもしていただこうと。我々も含めてだと思えますけれども、そういうこともやって行こうと思えます。

このパンフレットを送ったときに、どこに聞いたらいいのかわからないというような意味だけで、そういうところという関係、そこに聞いてくださいということをお願いしているというぐらいです。

両方でやるということだと思えます。

なかなかわかりにくいと思うんですね。この、実際におつけになられているお店など。そういうことです。そこのあたりは少し工夫をしなければいけないと思えます。

○石井委員　ほかのレセプトなどの場面においても、同じように理解しておいてよろしいですか。

○NTT東日本（徳山）　はい、結構です。

○石井委員　わかりました。ありがとうございます。

○山内主査　そのほか、いかがですか。特にないと終わってしまうんですけども、何か、長田さん、いかがですか。

○長田委員　この会議の取り組みが始まったころに比べれば、具体的に何をしなければいけないのか、いつまでというのがすごく明確になったとは思っています。

NTTさんの最後のところの、固定発携帯電話のところですけども、この文章だけだと順調に協議が進んでいるのか、何かまだどうなのかというところが読みとりにくいと思うんですけども、エンドユーザーからすれば、これは携帯電話のキャリアによって料金設定が全然違うというのは、本当に知らない方大勢いらっしゃると思うので、ここは何とか固定発のほうにそろえていただきたいなと思っています。頑張ってくださいとしか申し上げられないんですけども、もし何か応援できることがあれば、それは消費者側からも発言していくべきかと思っておりますので、また情報交換させていただければいいなと思っております。

あともう一つは、悪質事業者対応のところ、多分もう少し事が進んで、最後のところばつと出てくるのではないかと思いますので、またそこはいろいろな消費者団体もまた力を合わせてくれると思いますので、一緒にできればいいと思っています。よろしくお願いいたします。

○NTT東日本（徳山） よろしくお願ひします。

○山内主査 そのほか、いかがですか。北さん、何か、発言したがるけど。

○北委員 モバイルに比べると、関心の低い領域でよかったと思います。INSを契約しているのは法人がメインであって、一般国民にとっては、そのまま何も手続をしなくていいということなので、変に周知しないほうがいいのかもしれないですね。ニュースなどで報道されると、便乗して悪いことをする人が出てくるので。静かに、ひそやかに、しかし、しっかりと移行を進行させていけば、B to Cの場合はよろしいと思います。

INSネットは、まだまだこれだけたくさんの法人ユーザーさんがいらっしゃいますので、最後まで気を緩めず、スケジュールを切られて動いていると思いますが、もし何か少しでも、これはやばいぞ、ということがあれば、早め早めに総務省に相談し、また必要であれば、この会合等で議論させていただきますので、引き延ばさないように進めていただければと思います。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。内田さん。

○内田委員 漠然とした質問になってしまいますけれども、すでに対応してくださっているお客様とそうでないお客様と、分かれていると思います。そのあたりの対応の素早さの違いという部分が、何か気にするものがあるのかどうかというところについて、感触のようなものがあつたら教えていただけますか。

○NTT東日本（徳山） 特に、多分デジタル通信モードなどの話だと思うんですけども、14ページ目で申し上げているところの、我々の基準が正しいのかというのはありますけれども、移行に伴う影響が大きいということで、自治体様や金融機関様などということで、まずはやらせていただいているということですので。

先ほど最後、19年に何をやるかというところで、これからさらに法人を、要するに、大企業を優遇するわけではないんですけれども、影響は大きい所から順々にやっていくということでございます。

お金や権利など、そういうものにかかわるところからやっていくという感じかと。

○内田委員 わかりました。

○山内主査 よろしいですか。

○大谷委員 大谷でございますが、資料を拝見した限り、これまでの取り決めにしたがって順調に進めてくださっているということがわかりまして、非常に心強く感じているところで

す。

特に制度からの対応というのも順調に整ってきているということもありまして、今回、別のほうで、電気通信の販売代理店届出制度なども完備することになりまして、今後、悪質な事業者があった場合の、それが代理店的な扱いなのか、それともそうではない、本当の特殊詐欺集団なのかといったことも含めて、対策が今後とりやすくなっていく環境が整うのかなとも思っているところで

す。

近くなってきましたら、それに合わせていろいろなことも起こってくると思いますので、先を読んで対応できるような環境を整えられればいいかなと思っております。

サンプルとしていただいたパンフレットで、東日本さんのを3件いただいているんですが、表紙に「社内関連部署でもご確認ください」と書いてくださっているのが、とてもいいなと思っておりますが、1件書いていないのもあって、これはバージョン違いなのかなど

要するに1つの部署というか、これを受けとった部署ではなかなか、誰が関係しているのかわからないケースもあると思いますので、そのあたりの関係する部署に、情報を流していただくような仕組みというのを引き続き整えていただければと思っております。以上です。

○NTT東日本（徳山） 今の、多分このオレンジの話だと思うんですが、すみません、ここは改善をしますが、もともとはこの終了するところの、デジタル通信モード以外のところというのが結構、個人のお客が多いというイメージで多分入れていないんだと考えておりますが、そうはいつでも、ビル電話など、そのようなものが対象になっておりますので、そのあたりは少し工夫をするように考えていきます。

すみません、私が勘違いした。これは住宅用だそうです。

○大谷委員 住宅用で。

○NTT東日本（徳山） はい。申し訳ございません。

○山内主査 よろしいですか。では、関口さんお願いします。

○関口委員 既に長田委員がおっしゃったところですけども、固定発携帯について、ようやく事態が動きそうだということで、着地点が見えてきたというのはとてもいいことだと思

います。

随分時間がかかったことでありまして、ここだけが値段が一向に下がらずに、しかもユーザーの利用形態を想定してみると、高齢者のおじいちゃま、おばあちゃまが、息子や孫に愚痴を言ってだらだらと電話をするというのが想定できて、しかも本人たちは全然、高額な通話代がかかっているということを知らずに、何十分でも同じ話をぐるぐるとし続けるというような環境の中でいうと、弱い者いじめに近いんじゃないかと昔から言っていたのです。料金設定権がなかなか移行しなかったものが、2020年代になんとか解決しそうだということなので、ぜひとも、一刻も早く実現できるように期待しております。

私は以上です。

○山内主査 ありがとうございます。三尾さん。

○三尾委員 今回初めて参加させていただきまして、初めてこのような活動を地道にされているということがよく理解できまして、頭が下がる思いですけれども、私、一消費者としてということになってしまうんですが、電話のシステムが非常に複雑で、モバイルも含めてほとんどわかっていないというような状況でございます。ほとんどの方がそうなのかなと思います。

しかもこのIP網への移行というのは、全体からみると大きな変化で、流れだと思っておりますが、実際には、エンドユーザー的には、かかればいいといったようなことで、ほとんど変化がわからないという現状なのかなと思います。

本当に何もわからないので感想ですけれども、こういった大きな変化を、何かこう、粛々と進めるというのも、非常に重要だとは思いますが、ある程度なぜこのIP網に移行しないといけないのか、日本のネットワークのシステムはどうなっているのかなど、そのような大きなところからも含めて、もう少し皆さんに知ってもらおうということが、私が知らないというのがいけないのかもしれないんですけど、もしかすると、どこかの時点で、そのようなことが必要なのではないかなと感じました。

これから個人的には勉強させていただくんですが、とても難しいなというのが正直な感想です。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。そのほかにご発言何かございますか。

事務局から何かございますか。特によろしいですか。ありがとうございます。

先ほど、冒頭に伺いましたように、進捗状況としては順調であると理解をいたしましたので、これからも引き続きお願いしたいと思いますが、NTT様をはじめ、今日ほかにもここ

にご関係者の方がいらっしゃると思いますけれども、引き続き着実な取り組みをお願いしたいと思います。

I P 網への移行というのは、世界に先がけた試みだと理解をしておりますけれども、その意味でも、日本がこれを成功といいますか、うまく移行することが、通信社会全体にとっても非常に大きな影響を及ぼすと思っておりますので、今申し上げましたように、NTTはじめ関係者の皆さんに引き続きご努力いただくよう、我々も定期的にフォローアップを続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは本日の議事は以上で終了とさせていただきます。最後に事務局から次回の日程等について、ご連絡をいただきます。

○長谷川事業政策課課長補佐 次回の委員会日程等につきましては、別途ご案内いたします。

よろしく願いいたします。

○山内主査 それでは本日はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上